

自動車運送業分野 トラック区分における 特定技能外国人受け入れの手引き

2024年5月31日
初版

目次

1. 特定技能制度とは
2. 特定技能外国人受け入れの要件
3. 採用プロセス全体の流れとスケジュール
4. 各段階における具体的な手続き
 - A) 採用検討開始～採用内定
 - B) 採用内定～入国/国内移動
 - C) 入国/国内移動～業務開始
5. 入社後に発生する外国人特有の手続き
6. 導入コストの目安

1. 特定技能制度とは

1. 特定技能制度とは

- ① 設立背景・自動車運送業への新規導入
- ② 全分野共通の概要
- ③ 義務的・任意的支援とは
- ④ 登録支援機関への支援委託

①設立背景・自動車運送業への新規導入

- 高齢化等による人手不足が顕著な12分野を対象に、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人受け入れの仕組みとして2019年4月に制度開始
- 2024年3月29日閣議決定により、自動車運送業等の4分野が特定技能制度に追加
- 自動車運送業分野はトラック・バス・タクシーの3区分
- 制度開始から令和10年度末までの5年間における自動車運送業分野での1号特定技能外国人の受入れ上限は2万4,500人

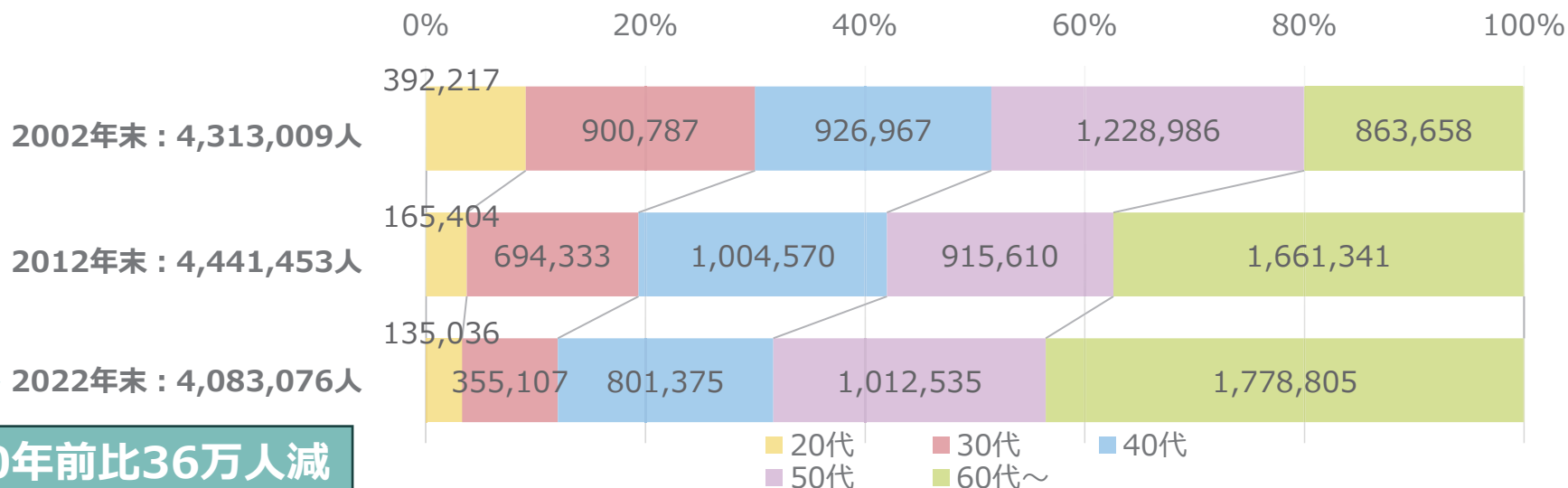
①設立背景・自動車運送業への新規導入

- 若年ドライバー確保のための運転免許取得支援事業の対象者である20歳代の免許取得者数は減少しており、60歳以上の割合は増加している

→外国人ドライバーの採用は不可欠

※特定技能外国人のうち、10代・20代は61%、30代は35%であり、**計96%**を占める

大型第一種免許 保有者数の年代別推移（10年前・20年前比較）



②全分野共通の概要

- 国際貢献・人材育成を目的とした技能実習とは異なり、一定の専門性・技能を有した即戦力確保が目的
- 各分野・区分に技能要件・日本語要件があり、その資格等の要件を満たした外国人が就業
- 在留期限の上限は特定技能1号が5年間、2号は無期限
- 分野ごとに特定技能1号の受け入れ人数の上限が設定されている（2号は上限設定なし）

②全分野共通の概要

＜特定技能と他の在留資格との比較＞

	技能実習	特定技能1号	特定技能2号	技術・人文知識・国際業務
産業分野	問わない（※） 移行対象は90職種165作業	16分野	11分野	問わない
業務内容	主にブルーカラーワーク	主にブルーカラーワーク	主にブルーカラーワーク	主にホワイトカラーワーク
外国人の 技能・知識	技能実習1号の時点では 問わない	相当程度の知識又は経験を 必要とする技能	熟練した技能	学問的知識又は 外国文化に基づく思考・感受性
在留期間上限	最大5年間 （職種・作業による）	全分野通算で5年	無期限	無期限
永住申請	不可	不可	10年滞在で可 （うち5年特定技能2号）	10年滞在で可 （うち5年就労）
家族の帯同	不可	不可	可	可
転職	原則不可	可	可	可
企業ごとの 受入れ人数上限	あり	分野による （建設・介護のみあり）	なし	なし
全国的な 受入れ人数上限	なし	あり （分野ごと）	なし	なし

※技能実習1号（1年間）の受入れに職種制限はない（技能習得につながらない単純作業は不可）が、2号（2年間）・3号（2年間）の対象となる「移行職種」は限定されている。

③義務的・任意的支援とは

- 1号特定技能外国人を雇用する場合、
職業生活上・日常生活上・社会生活上の支援の
計画を作成・実施することが義務付けられている
- 支援は、必ず行わなければならない「義務的支援」と
行うことが望ましい「任意的支援」に分けられる

③義務的・任意的支援とは（義務的支援10項目）

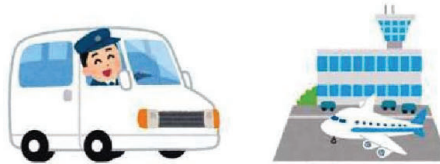
①事前ガイダンス

- ・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

- ・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
- ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

- ・連帯保証人になる・社宅を提供する等
- ・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

- ・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

- ・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

- ・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

- ・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

- ・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援（人員整理等の場合）

- ・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

- ・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報



④登録支援機関への支援委託

- 「登録支援機関」に支援を委託することが可能
(一般的には月額の支援費を支払う)
 - 下記いずれかの実績を満たさない場合、
1号特定技能外国人を雇用するには支援委託が必須
 - ① 過去2年間に「中長期在留者(※1)の受入れ又は管理を適正に行った実績があること」及び「役職員の中から支援責任者及び支援担当者(※2)を選任していること」
 - ② 過去2年間に中長期在留者(※1)の生活相談業務への従事経験がある役職員の中から支援責任者及び支援担当者(※2)を選任していること
 - ③ ①②の該当者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として入管庁長官が認めるもの
- (※1) 収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る
- (※2) 支援責任者・支援担当者は兼務可だが、支援担当者は事業所ごとに1名以上選任することが必要

2. 特定技能外国人受け入れの要件

2. 特定技能外国人受け入れの要件

- ① 所属機関（企業）に関する要件
 - i. 全分野共通の要件
 - ii. 自動車運送業トラック区分の上乗せ要件
- ② 外国人に関する要件
- ③ 雇用形態・契約内容に関する要件

① 所属機関（企業）に関する要件
ii 全分野共通の要件

必要条件

- ・労働・社会保険・租税に関する法令を遵守していること
- ・特定技能雇用契約締結の日前1年以内および締結後に同種の業務に従事する労働者の非自発的離職を発生させていないこと
- ・特定技能雇用契約締結の日前1年以内および締結後に企業の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと

欠格事由

- ・下記に該当し、刑の執行等から5年が経過していない
 - 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 出入国又は労働に関する法律に違反し、罰金刑に処せられた者
 - 暴力団関係法令、刑法等に違反し、罰金刑に処せられた者
 - 社会保険各法及び労働保険各法において事業主としての義務に違反し、罰金刑に処せられた者
- ・技能実習計画の取り消しを受けて5年が経過していない
※役員等が取り消された実習に関与していた場合も含む
- ・特定技能雇用契約の締結の日前5年以内または締結後に、出入国・労働関係法令に関する不正行為等を行った
※保証金・違約金等の契約・徴収も含む
- ・その他、暴力団排除、役員の行為能力等に関する規定

必要な対応

- ・義務的支援実施にかかる費用を企業が負担すること

※リストは抜粋

①所属機関（企業）に関する要件

i 自動車運送業トラック区分の上乗せ要件

1. 道路運送法に規定する自動車運送事業を経営する者であること
2. 下記のいずれかであること
 - ① 働きやすい職場認証の取得
※法人単位の取得が基本
 - ② 安全性優良事業所（Gマーク）の保有
※事業所単位での取得であるが、同法人内であれば外国人を受け入れる事業所以外で保有している場合も可
3. 自動車運送業分野特定技能協議会（※）の構成員になり、必要な協力を行うこと
※特定技能制度の適切な運用を図るために設置されている機関。



①所属機関（企業）に関する要件
i 自動車運送業トラック区分の上乗せ要件



	働きやすい職場認証	Gマーク
正式名称	運転者職場環境良好度認証	貨物自動車運送事業安全性評価
実施団体	一般財団法人日本海事協会	全国貨物自動車運送適正化事業実施機関 （公益社団法人全日本トラック協会）
制度概要	職場環境改善に向けた事業者の取り組みを「見える化」することで、求職者の運転者への就職を促進する制度	交通安全対策などへの事業所単位での取り組みを評価し、基準をクリアした事業所を認定する制度
申請の基本要件	事業許可取得後3年以上経過 等	・事業許可取得後3年以上経過 ・配置する事業用自動車の数が5台以上 等
審査項目	・法令遵守等 ・労働時間・休日 ・心身の健康 ・安心・安定 ・多様な人材の確保・育成	・安全性に対する法令の遵守状況 ・事故や違反の状況 ・安全性に対する取り組みの積極性
注意点	有効期間があるため、更新が必要	有効期間があるため、更新が必要

「働きやすい職場認証制度（正式名称：「運転者職場環境良好度認証制度」）」（国土交通省 2024年4月16日閲覧）
国土交通省創設 働きやすい職場認証制度 公式ホームページ トップページ（2024年4月16日閲覧）
「Gマーク認証について」（公益社団法人全日本トラック協会ホームページ 2024年4月16日閲覧）

②外国人に関する要件

年齢

- 18歳以上であること
- ※第一種運転免許取得の年齢要件は中型20歳以上、大型21歳以上。
外免切替（後述）の場合も同様であるため注意。

健康状態

- 健康状態が良好であること
- ※入管への申請時に健康診断結果を提出

技能水準

- 従事する業務に必要な知識又は経験を必要とする技能を有していることが
試験等により証明されていること

日本語能力

- 下記を有していることが試験等により証明されていること
 - 日本での生活に必要な日本語能力
 - 従事しようとする業務に必要な日本語能力

②外国人に関する要件

<技能水準を証明する試験について>

区分	技能水準		日本語能力
	運転免許 (※1)	特定技能試験	日本語試験等
トラック	第一種 運転免許	自動車運送業分野 特定技能 1 号評価試験 (トラック)	下記のいずれか ・ 日本語能力試験N4以上(※2) ・ 国際交流基金日本語基礎テスト ・ 技能実習2号の良好修了(※3)
タクシー	第二種 運転免許	自動車運送業分野 特定技能 1 号評価試験 (タクシー)	日本語能力試験N3以上(※2)
バス	第二種 運転免許	自動車運送業分野 特定技能 1 号評価試験 (バス)	日本語能力試験N3以上(※2)

(※1) 事前に外国の運転免許を取得している必要があり、入国後、外免切替等により日本の第一種又は第二種運転免許を取得。

(※2) N1からN5まであり、N1が最も難易度が高い。N3は「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル」、N4は「基本的な日本語を理解することができるレベル」。

(※3) 良好に修了した技能実習については職種・作業を問わない。

自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（閣議決定 2024年3月29日）
「自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（2024年4月19日）
「N1～N5：認定の目安」（日本語能力試験JLPTホームページ 2024年4月16日閲覧）

③雇用形態・契約内容に関する要件

業務内容

- トラックの運転およびそれに付随する業務であること
※付随業務：業務に従事する日本人が通常従事する関連業務

特定活動期間中

- ドライバーが通常従事する業務で運転免許を必要とする業務以外のもの

雇用形態 労働時間

- 直接雇用に限る
- 所定労働時間が「フルタイム」であること
※原則、労働日数が週5日以上かつ年間217日以上、かつ労働時間が週30時間以上
※仕事の掛け持ち、アルバイト等は不可
- 通常の労働者の所定労働時間と同等であること

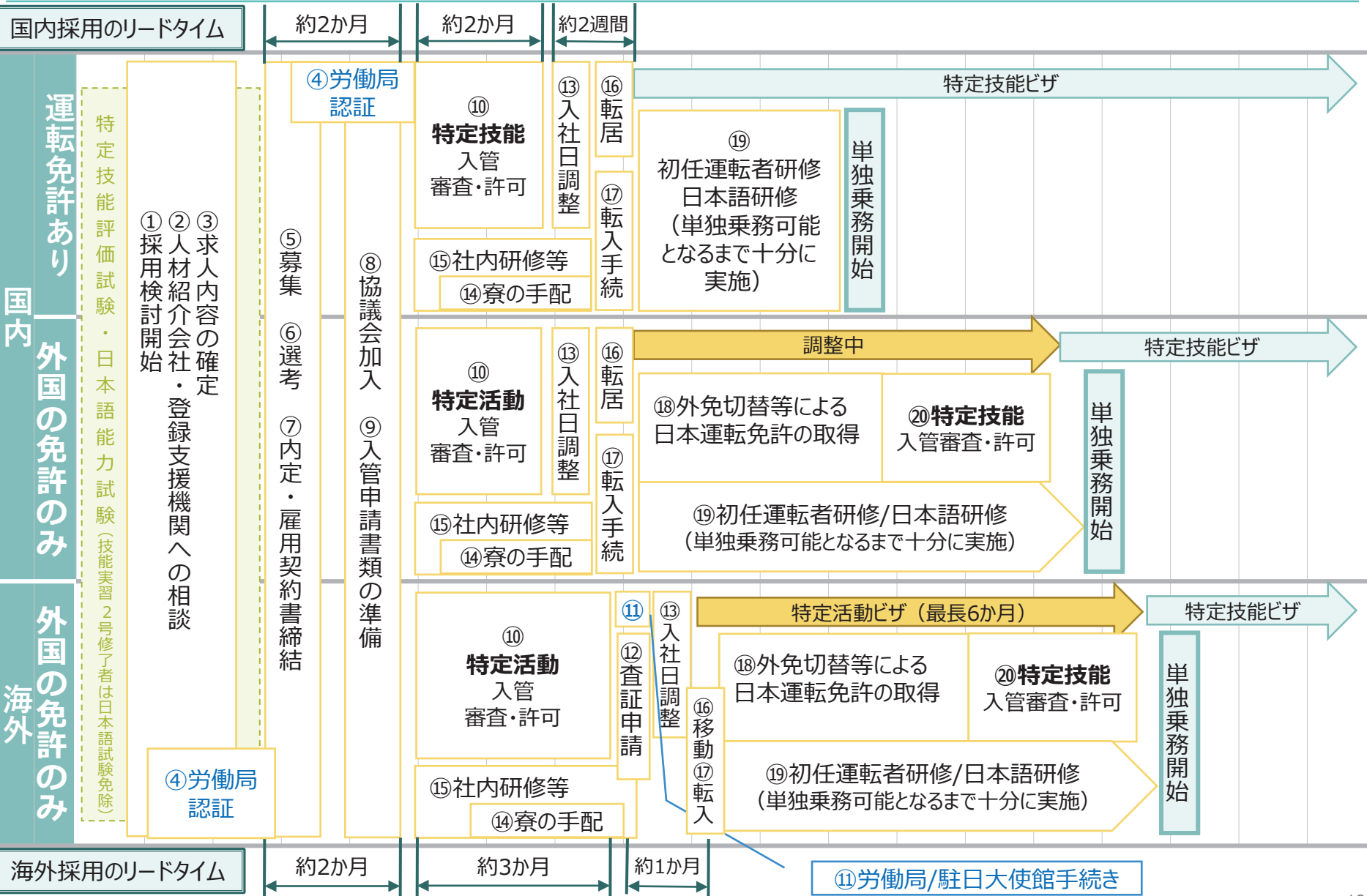
賃金

- 報酬の額が同等の業務に従事する日本人労働者と同等以上であること
- フィリピン国籍者については別途ルールがあるため注意

休暇

- 外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させること
※業務上、取得させないことがやむを得ない場合を除く

3. 採用プロセス全体の流れとスケジュール ※必要期間・時期はすべて目安。青字は国籍による。



4. 各段階における具体的な手続き

A) 採用検討開始～採用内定

海外：入社7～8か月前
国内：入社4～5か月前

- ① 採用にあたって検討が必要な事項
 - i. 国籍による手続きの違い
 - ii. 宗教等に対する配慮について
- ② 人材紹介業者・登録支援機関への相談
- ③ 求人内容の確定
- ④ 現地労働局認証（フィリピン国籍者）
- ⑤ 募集
- ⑥ 書類選考・面接
- ⑦ 内定・内定承諾・雇用契約書締結

海外：入社6～7か月前
国内：内定後(入社約3か月前)

海外：入社約5～6か月前
国内：入社約3～4か月前

①採用にあたって検討が必要な事項
i 国籍による手続きの違い

＜国籍による手続きの違い＞
（入社までの時間に影響がある、またはその可能性があるもののみ）

	国内採用	海外採用
ベトナム	・推薦者表の取得（技能実習生・学生のみ）	・推薦者表の取得
インドネシア		・海外労働者管理サービスシステム（SISKOTKLN）への登録、ID取得 ・移民労働者証（E-KTKLN）の取得
フィリピン	・MWO認証 ・DMW認証	・MWO認証 ・DMW認証
中国		
ミャンマー		・デマンドレターの取得 ・スマートカードの取得
カンボジア	・登録証明書の取得	・登録証明書の取得
ネパール		・海外労働許可証の取得 ・海外労働保険への加入・海外労働者社会福祉基金への支払い
タイ	・雇用契約書の認証	・雇用契約書の認証

※太字は特に注意を要するもの

①採用にあたって検討が必要な事項

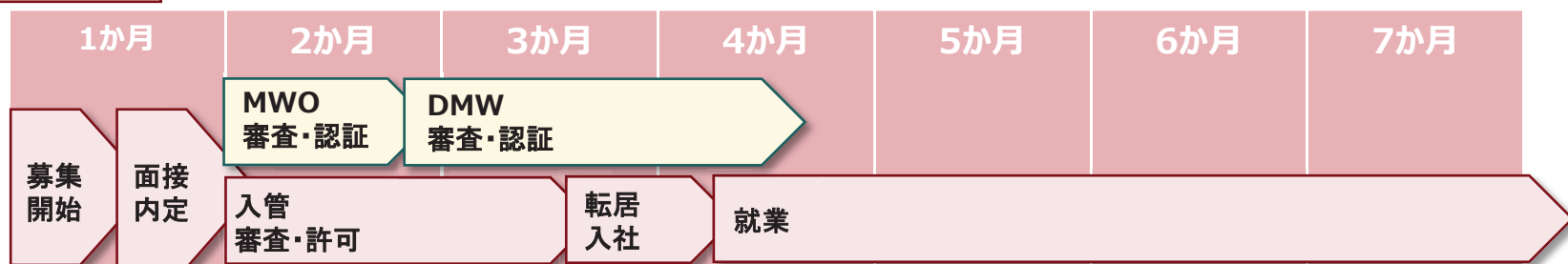
i 国籍による手続きの違い



フィリピン特有の手続き

国内採用

募集開始から採用まで3～4か月程度



入管審査平均：39.7日

※国内の場合、入管許可後はDMWの認証を待たずに就業可

海外採用

募集開始から入社まで5～6か月程度



入管審査平均：64.2日

募集前に
移民労働者事務所の認証
→登録推薦書の取得

※MWO(移民労働者事務所)
DMW(移民労働者省)

①採用にあたって検討が必要な事項

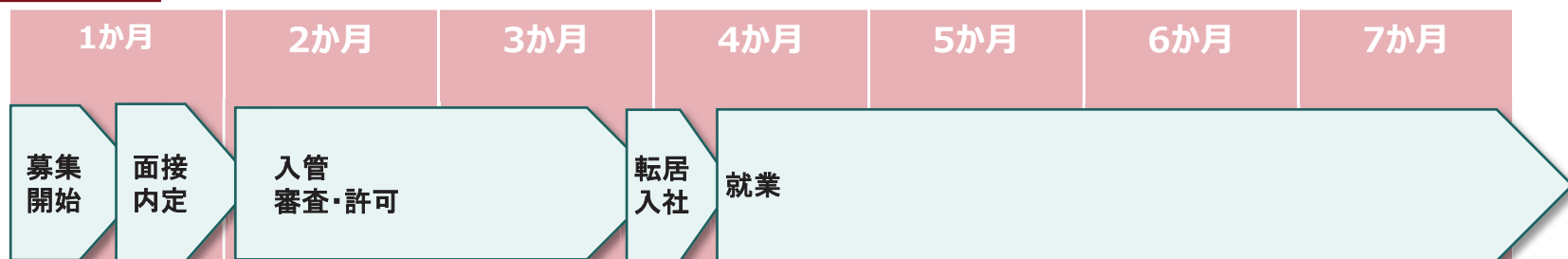
i 国籍による手続きの違い



ミャンマー特有の手続き

国内採用

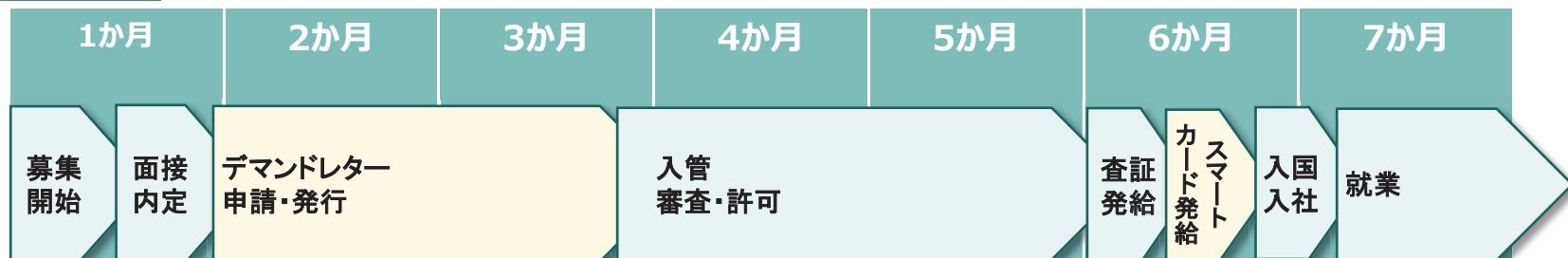
募集開始から採用まで3～4か月程度



入管審査平均：39.7日

海外採用

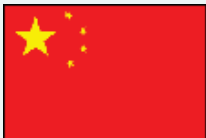
募集開始から入社まで6～7か月程度



入管審査平均：64.2日

①採用にあたって検討が必要な事項
ii 宗教等に対する配慮について

特定技能外国人の出身国上位8か国の主な宗教

1位 ベトナム 	仏教 キリスト教	5位 ミャンマー 	仏教 90%
2位 インドネシア 	イスラム教 87% キリスト教 11%	6位 カンボジア 	仏教 イスラム教
3位 フィリピン 	キリスト教 10% イスラム教 5%	7位 ネパール 	ヒンドゥー教 81% 仏教 9% イスラム教 4%
4位 中国 	仏教 イスラム教 キリスト教	8位 タイ 	仏教 94% イスラム教 5%

①採用にあたって検討が必要な事項
ii 宗教等に対する配慮について

イスラム教徒が希望する場合がある事項

- お祈りの時間・スペース
- 女性の場合：ヒジャブ（頭～胸元を覆うスカーフ）
- 食事の宗教的制限（代表は豚肉・アルコールの禁止）
- 年に1か月程度、日中の断食（時期は毎年変動）

ヒンドゥー教徒が希望する場合がある事項

- ベジタリアン食（特に牛肉・豚肉の禁止）

宗教に関わらず、下記はタブーとされる場合が多いため注意

- 人前での叱責
- 肩より上（頭など）への接触

②人材紹介業者への相談・選定

主なチェックポイント

法令上、取引に問題はないか？

- 有料/無料職業紹介事業者としての許可を受けているか？
※厚生労働省職業安定局「人材サービス総合サイト」で検索可能
- 法令順守を徹底しているか？
※窓口となる業者以外の「送り出し機関」に関しても確認が必要
- 悪質なブローカー等の介入がないか？

紹介体制は？

- 過去の紹介実績は？
- 多言語対応が可能か？
- 応募者に対するバックグラウンドチェック等のスクリーニングを行っているか？
- 採用後のフォロー体制は？

契約内容・費用は？

- 紹介される人材に見合った紹介費が設定されているか？
- 早期離職時の返金規定はあるか？

②登録支援機関への相談・選定

主なチェックポイント

法令上、取引に問題はないか？

- 登録支援機関としての登録はされているか？
※入管庁HP「登録支援機関登録簿」を確認
- 法令順守を徹底しているか？

支援体制は？

- スタッフの人数、対応エリアは？
- 支援スタッフの現地語力、日本語力、人柄は？
- 支援の頻度、方法は？
- 緊急時の対応体制は？
- 日本語教育のサポートはあるか？
- 義務的支援以外のサポート内容はどうか？

頼れるパートナーか？

- 制度・法律に関する知識は十分か？
- 弁護士・行政書士との連携はあるか？
- 過去の支援実績はどうか？

契約内容・費用は？

- 支援内容に見合った支援費が設定されているか？
- 支援費以外に交通費等の別途費用が発生するか？
- 契約期間、解約時の条件は？

③求人内容の確定

- 求める能力のレベルを固める
 - － 例：自社の業務に必要な日本語力
 - － 求めるレベルが上がれば、合致する方を見つけるのが難しくなり、賃金等の条件が上がるのは日本人と同様
- 安全衛生等の理由により、個別対応が難しい事項・対応可能な事項を洗い出す
 - － 例：「安全にお祈りをするスペースを確保できない」
- 詳細な雇用条件を登録支援機関等に相談しながらあらかじめ決めておくことが重要

<主な雇用条件>

職務内容

- ・ 特定技能外国人を雇入れる際の要件に合致することが必要

雇用契約期間

- ・ 無期・有期いずれも可
- ・ 特定活動・特定技能の両期間で雇用条件に差を設ける場合は、初回契約は6か月の有期雇用契約とすることが現実的
- ・ 基本的に、雇用契約期間より長いビザは出ないので注意

労働時間

- ・ 一般的に、深夜労働や残業を歓迎する外国人が多いが、通常の労働者の所定労働時間と同等となるよう注意が必要

賃金

- ・ 時給・日給・月給制いずれでも可

控除費用

- ・ 特に海外採用の場合は企業名義での物件契約がほぼ必須
- ・ 「家賃の天引き後にいくら手元に残るか」が給与水準の判断基準とされる傾向
- ・ 労働組合費、食費等が天引きされる場合も事前に明示

④現地労働局の認証（フィリピン国籍者）



<フィリピン国籍者受け入れ時の雇用条件・企業負担額> 海外採用の場合、募集前に雇用条件の認証が必要

項目	在東京移民労働者事務所管轄エリア	在大阪移民労働者事務所管轄エリア
賃金	- 東京、千葉、埼玉、神奈川エリア ▶月給19万円以上（額面） - それ以外の管轄エリア ▶月給19万円下回る場合、要相談	- 下記を満たしていること – 日本人従業員と同等以上 – 最低賃金以上
家賃	- 東京、千葉、埼玉、神奈川エリア ▶自己負担額2万円以下 - それ以外の管轄エリア ▶自己負担額1万5千円以下	自己負担額1万5千円以下
原則 会社負担となる 費用	- 給与は月給制であること - 夜勤手当を固定で支給する場合、夜勤を含めた金額で申請して差し支えない	- 引っ越し費用：会社負担推奨（本人負担も可） - 敷金礼金：会社負担推奨（本人負担も可） - 水道光熱費：本人負担（申請時は、「実費負担」と記載。） - 荷物の郵送：本人負担
	a. ビザの手数料 b. 労働許可証・外国人登録証（ARC） c. 往復の航空運賃 d. 空港から仕事場までの交通費	e. POEA手続き費用（現地の労働局） f. OWWA 会費（海外労働者福祉庁） g. 日本語能力試験・技能検定試験・日本政府が要求する貿易試験・検定試験 h. 個人生命保険 i. 公証役場での公証費用（約1万円～約1万5千円）
送出機関に 支払う費用	送り出し機関との契約内容により費用が発生する場合がある	

【管轄エリア】

・在東京移民労働者事務所：北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡、山梨、沖縄

・在大阪移民労働者事務所：富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、鳥取

⑤募集

- 国内の人材紹介業者（多くは登録支援機関を兼ねる）を介しての募集が一般的
- 日本人採用とは異なり、下記のルートで大きな母集団を作ることが可能なことも珍しくない
 - 提携業者（いわゆる「エージェント」）
 - インフルエンサー（facebookアカウントなど）
- その他のルート
 - ハローワーク
 - 学校（日本語学校・専門学校等）の紹介
 - 有料求人サイト

- 人材紹介会社によるスクリーニング（対応しない業者もあるため注意）
 - 過去の日本在留歴
 - 書面（特定技能の資格の有無等）
 - 日本語力
- 国内外問わず、面接はオンライン1回が一般的
- 特に国内採用はスピード感が重要なため、可能な限り早く結果を通知
- 海外採用の場合、国際郵便で雇用契約を締結

4. 各段階における具体的な手続き

B) 採用内定～入国/国内移動

海外：入社7～8か月前
国内：入社4～5か月前

⑧ 特定技能協議会への加入

海外：入社6～7か月前
国内：入社3～4か月前

⑨ 入管申請必要書類の準備

⑩ 入管への申請→許可

海外：入社約1か月前
国内：国籍による

⑪ 現地労働局/駐日大使館における手続き

⑫ 在外日本大使館における査証申請

入社1か月前～1週間前

⑬ 渡航/国内移動スケジュールの調整

採用検討～入社1か月前

⑭ 寮の手配

採用検討～入社前

⑮ 社内での受け入れ準備（社員への研修等）

⑧特定技能協議会への加入

- 特定技能外国人（1号・2号を問わない）を雇用する場合、分野ごとの特定技能協議会への加入が必須
- 特定技能外国人を受け入れる企業としての該当性が加入時に審査される
- 加入証明書は入管へのビザ申請の際に提出するため、早めの加入申し込みが必要

⑨入管申請必要書類の準備

⑩入管への申請→許可

海外：入社6～7か月前
国内：入社3～4か月前

<企業側による準備が必要な入管提出書類（※）>

作成するもの	役所等で取得するもの
- 申請書 - 雇用契約書・条件書 - 特定技能外国人の報酬に関する説明書 - 雇用の経緯に係る説明書 - 徴収費用の説明書 1号特定技能外国人支援計画書 - 登録支援機関との支援委託契約に関する説明書 - 特定技能所属機関概要書 - 特定技能所属機関の役員に関する誓約書	- 登記事項証明書 - 業務執行に關与する役員の住民票の写し - 労働保険料等納付証明書(未納なし証明)または労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控)の写し及び申告書に対応する領収証書の写し - 社会保険料納入状況回答票又は健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し - 税務署発行の納税証明書(その3) - 法人住民税の市町村発行の納税証明書

※必要書類は申請の種類・企業の事業規模等により異なる。

→煩雑なため、登録支援機関・行政書士等に申請取次を依頼するのが一般的

- ⑪ 現地労働局/駐日大使館における手続き
- ⑫ 在外日本大使館における査証申請

海外：入社約1か月前
国内：国籍による

下記の手続きを原則的に本人・送り出し機関等が行う

- 入管から在留資格認定許可（COEの取得）
- 外国人本人が、在外日本大使館で査証申請
- 国籍によっては、現地の労働局等での申請
- 国外での手続きは送り出し機関を通じて行うことが一般的であり、国籍によっては送り出し機関を通すことが必須

⑬ 渡航/国内移動スケジュールの調整

- すべての事務的な手続きが終了
→ 渡航または国内移動のスケジュール調整
- 移動費は企業負担とすることが一般的
- 海外採用の入国後の国内移動については義務的支援であるため、迎え入れの対応できる日程を設定する
- 海外の祝日、日本の祝日等により航空券の金額が大きく変わるため、考慮が必要

⑭寮の手配

- 事業所近隣の物件の空き具合等を勘案し、早めに物件確保のために動く必要がある
- 企業が法人契約の物件を用意し、家賃の一部を外国人本人の負担とすることが一般的
- 特に海外採用の場合は、外国人本人契約の住居を用意することは困難（賃貸人に拒否されることも多い）
- 家具、家電、寝具等を企業負担で用意することは雇用条件としてもアピールポイントとなる
- 登録支援機関等が、不動産業者等と提携している場合がある

⑮社内での受け入れ準備（社員への研修等）

- 特に外国人採用が初めての場合、受け入れ前に既存社員の理解促進を深めておくことが長期就労のカギ
- 登録支援機関等が、受け入れ準備プログラムを用意している場合がある
- 外国人の入社後も、随時キャッチアップ研修
- 研修内容の例
 - 「やさしい日本語」
 - 異文化理解

4. 各段階における具体的な手続き

C) 入国/国内移動～業務開始

入社2週間前～前日

- ①⑥ 国内移動の支援・寮への入居
- ①⑦ 転入・ライフライン開設・銀行口座開設

入社～入社後6か月

- ①⑧ 外国免許切替
- ①⑨ 初任運転者研修・日本語研修
- ②⑦ 外国免許切替後の入管申請

⑩国内移動の支援・寮への入居

⑪転入手続き・銀行口座開設

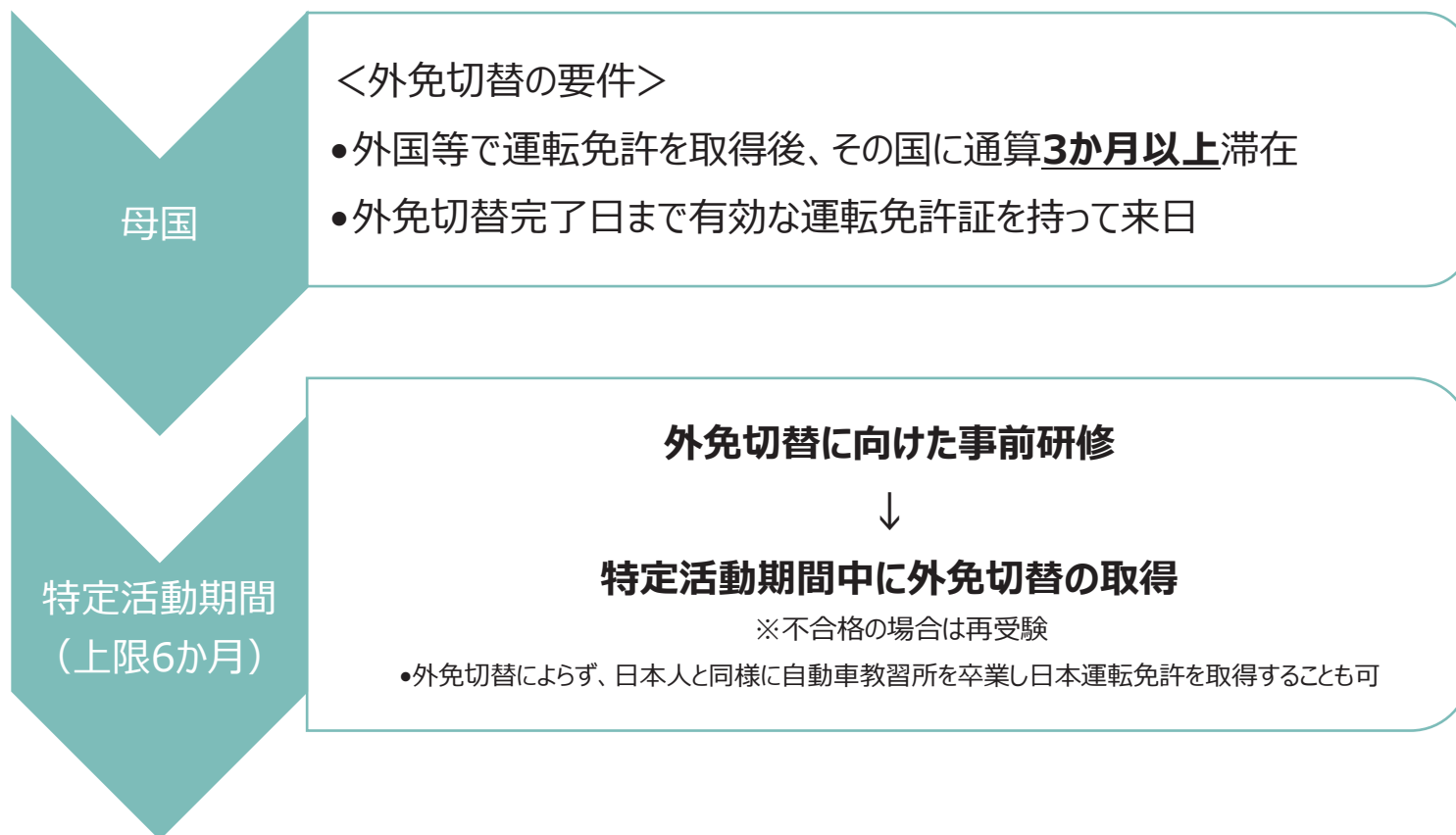
- いずれも義務的支援のため、登録支援機関に支援委託している場合は登録支援機関が対応
- 海外採用の場合、銀行口座開設に時間を要するため、初回賃金の支払い方法について検討が必要な場合がある
- ゴミ・騒音はよくある物件トラブルのため、入居時のルール説明が重要

⑱外国免許切替

<外免切替前の準備>

トラック区分での就業には第一種運転免許が必要なため、
海外採用での採用の場合、いわゆる「外免切替」を行う

※国際運転免許等での就業は不可



⑱ 外国免許切替

⑲ 初任運転者研修・日本語研修

<外免切替の流れ>

① 事前審査

- 受付は当日先着順が一般的。審査は日本語で実施。通訳が必要な場合は同席可。一人当たり40～50分程度の面談・審査が必要。午前中までに受付できないと当日の事前審査ができない可能性あり。
- 必要書類（外国の運転免許証・翻訳文等）を持参して提出
- 「知識確認」が必要な場合、事前審査終了時に予約を行う。

翻訳文作成費用
：6,000円
(3～4日必要)

② 申請受付

<申請資格>

- 普通～準中型：18歳以上、中型：20歳以上、大型：21歳以上
- 免許を取得した外国に通算3か月以上滞在
- 免許センターが所在する都道府県に住んでいること（越境での受験不可）

- 申請料 : 2,550円（普通車）
4,100円（大型車）
- 交付手数料：2,050円
合計：4,600円～

③ 試験

<適正試験> 視力0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上等、その他色彩、聴力、運動能力の検査

<知識確認> パソコンで実施。外国語での実施もあるが、対応言語は都道府県により異なる。10問中7問以上正解で合格（府中運転免許試験場の場合）。**知識確認合格後、技能確認の予約**を行う。

<技能確認> 技能確認は日本語対応のみ。通訳者の同乗不可。

安全性重視で不合格になるケース多々あり、混雑している場合は再予約に時間を要する。

外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切替えるには（警視庁 2024年3月27日更新）

外国の運転免許をお持ちの方（警視庁 2024年4月11日閲覧）

「日本で運転するための制度について」（JAF 2024年4月11日閲覧）

⑮外国免許切替

⑯初任運転者研修・日本語研修

＜外免切替の流れ＞

④免許交付

- 免許交付は、技能確認に合格した当日交付可（外国免許が有効期限内である必要あり。）
- 外免切替後の日本の運転免許証の有効期限は、公布日の3回目の誕生日の1か月後迄。

⑤初任診断

- 自動車教習所や自動車事故対策機構(NASVA) 等で適性診断

新任診断料：4,700円程度

⑥初任運転者研修

- 日本人ドライバーの雇用時と同様に実施
- 座学：15時間以上、横乗り：20時間以上
- 教育研修修了書を3年間保存（運転者台帳に貼付要）

新任運転者教育：33,000円程度
※トラ協主催の場合、6時間のみ(無料)
開催日は特定

単独乗務開始

外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切替えるには（警視庁 2024年3月27日更新）

外国の運転免許をお持ちの方（警視庁 2024年4月11日閲覧）

「日本で運転するための制度について」（JAF 2024年4月11日閲覧）

⑱外国免許切替

⑲初任運転者研修・日本語研修

<必要書類>

1. 有効な外国の運転免許証
2. 下記いずれかの指定機関による運転免許証の日本語による翻訳文
 - 当該国の駐日大使館（台湾は台湾日本関係協会）
 - 日本自動車連盟（JAF）
 - ジップラス株式会社（米国、中国、台湾、香港、ベトナム、フィリピン、ウクライナ、ミャンマーのみ）
3. パスポート（提示のみ。提出不要）
4. 在留カード
5. 住民票（国籍の記載があり、マイナンバーの記載がないもの。コピー不可）
6. 顔写真（3枚）
7. その他追加で必要な書類（ドライビングレコード等。国籍等による。）

外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切替えるには（警視庁 2024年3月27日更新）

外国の運転免許をお持ちの方（警視庁 2024年4月11日閲覧）

「日本で運転するための制度について」（JAF 2024年4月11日閲覧）

⑱外国免許切替

⑲初任運転者研修・日本語研修

<日本語研修>

- 特定活動期間中に、外免切替等と並行して実施
- 業務の具体的な場面に即したコミュニケーション能力の習得を目的とする

②⑩外国免許切替後の入管申請

- 外免切替等による日本運転免許取得後は、速やかに特定技能ビザに切り替える
- 特定活動ビザは更新不可。6か月以内に日本運転免許を取得できない場合、引き続きの雇用不可

「特定活動」から「特定技能」への在留資格変更許可申請を行った場合において、変更許可が「特定活動」の在留期間の満了の日までになされないときは、当該許可がされる時又は特定活動在留期間の満了の日から2ヶ月が経過する日が終了するときのいずれか早い時までの間は、引き続き特定活動の在留資格を持って在留することができる。

5. 入社後に発生する外国人特有の手続き

四半期に1回

① 定期届出

発生ごと

② 随時届出

～1年に1回

③ 在留期間更新許可申請（ビザの更新）

5. 入社後に発生する外国人特有の手続き

＜日本人・特定技能外国人共通＞

法令・就業規則・雇用条件などに沿って日本人従業員と同様に対応

必ず対応	発生時に随時対応
• 社会保険加入/脱退 →年金事務所に届出 • 労働保険加入/脱退 →ハローワークに届出 • 健康診断（雇い入れ時・定期） ：費用を事業主が負担し受診させる • 安全衛生教育 • 勤怠管理・給与の支払い・給与明細の発行 • 年末調整・源泉徴収票の発行	• 労働災害発生 →労基署に届出 • 産休・育休取得 • 有給・慶弔休暇などの取得

5. 入社後に発生する外国人特有の手続き

＜特定技能外国人特有＞ 登録支援機関等に相談しつつ対応

必ず対応	発生時に随時対応
• 入管への定期届出（四半期に1回ごと） →入管に届出 • 外国人雇用状況の届出書 （雇用保険非加入の場合のみ） →ハローワークに届出 • 義務的支援 ：登録支援機関に業務委託が可能 • 在留カード情報・在留期限の管理 （期限を1日でも過ぎたら不法就労） • 在留資格（ビザ）更新 （特定技能1号は基本的に1年ごと） →入管に申請	• 入管への随時届出 →入管に届出 （例1）雇用条件の変更 ※変更内容によって届出の要否が異なる （例2）退職

① 定期届出

特定技能外国人の活動状況を四半期ごとに書面で報告

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
対象期間	1/1～3/31	4/1～6/30	7/1～9/30	10/1～12/31
提出期限	4/1～ 4/15必着	7/1～ 7/15必着	10/1～ 10/15必着	1/15～ 1/15必着

出入国在留
管理局

活動に関する状況報告

企業

支援に関する状況報告

登録支援機関

② 随時届出

報告事項が発生した場合に随時、書面で報告

出入国在留
管理局

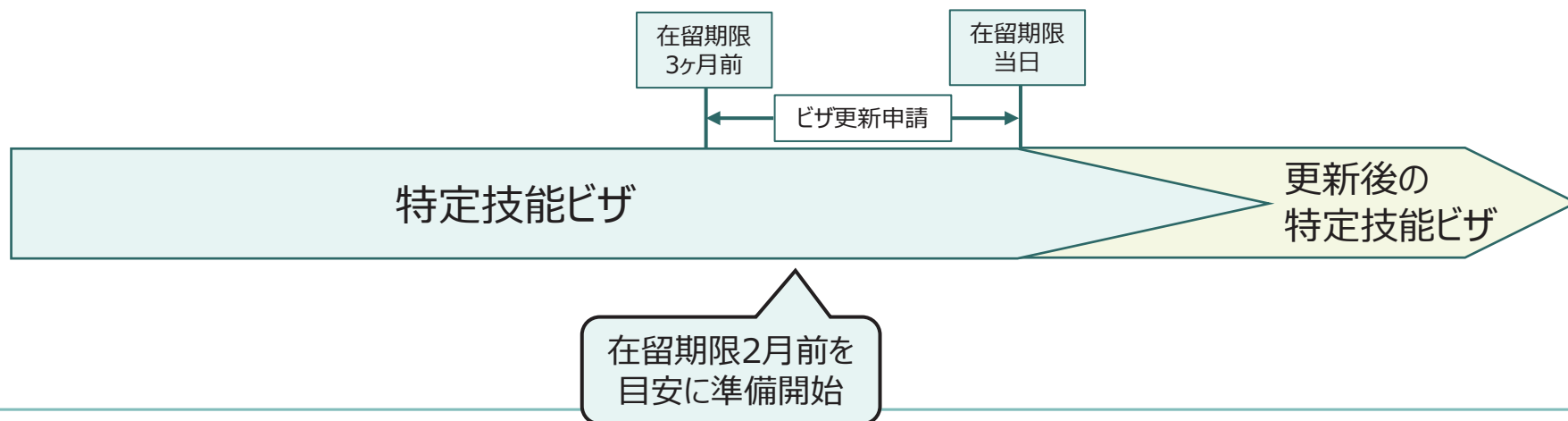


企業

- 提出義務者は企業
- **発生から14日以内**に届出書を入管宛に郵送
(4月1日に発生→4月15日入管必着)

③在留期間更新許可申請（ビザの更新）

- ビザの更新は在留期限の約3か月前～当日まで
- 期限を1日でも過ぎると不法滞在となるため、
余裕をもった申請が重要
※必要に応じて、一時帰国等とタイミングを調整
- 有期雇用の場合は、ビザ申請前に
必要に応じて雇用契約を更新
- 登録支援機関等・行政書士等に申請取次を依頼する
ことが一般的



6. 導入コストの目安

- ① 人材紹介費
- ② 支援委託費
- ③ ビザの取得に係る費用
- ④ 寮の手配にかかる費用
- ⑤ 渡航/国内移動の費用
- ⑥ その他、支援等に関連して発生する費用

6. 導入コストの目安

① 人材紹介費

1人あたり～60万円程度

- 採用時に1度のみ発生
- 採用ルート・求める人材のレベル（日本語能力等）による
- 理論年収による変動をさせずに、「〇円」という取り決めにすることが一般的
- 一般的に、早期退職に対する返金規定がある

② 支援委託費

月額～5万円程度

- 毎月の支援に対して発生
- サービスに見合った金額であるかの確認が必要

③ ビザ取得費用

印紙代：4,000円

委託費：～20万円程度

- ビザ取得・更新の都度発生
- 入管への申請で必ず発生する費用
 - 海外採用の場合：無し（在留資格認定証明書の郵送代のみ）
 - 国内採用・ビザの更新の場合：収入印紙代4,000円
- 書類作成・申請を委託する場合（手続きが煩雑なため、委託が一般的）
 - 1名・1回の申請あたり～20万円程度。

6. 導入コストの目安

④寮の手配費

エリア等による

- 初期費用は入居時に1度のみ発生、家賃を会社負担する場合は毎月発生
- 法人契約の場合、敷金・礼金・保証金・仲介手数料・更新手数料・途中解約金等を外国人に負担させることは不可
- 家賃・管理費・共益費・水道光熱費等の実費（全部または一部）を外国人に負担させることは可
- 家具家電、WiFi等についても、企業側で準備することも一般的

⑤渡航/国内移動費

～15万円程度

- 基本的には配属の際に1度のみ発生
- 出発するエリア・時期により幅が出るが、航空券代は～10万円程度
- LCCの利用、出発・到着時間の工夫で安く抑えられる場合もある

⑥その他

主に実費

- 支援にかかる交通費等の実費を企業が負担することになっている場合
- 日本語教育・日本人との交流支援等にかかる費用が、登録支援機関に支払う月々の支援費に含まれていない場合（テキスト代など）
- 独自の教育・サポート・イベント等を行う場合

参考 日本語能力試験 認定の目安

	読 む	聞 く
N 1	- 幅広い話題について書かれた新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。 - さまざまな話題の内容に深みのある読み物を読んで、話の流れや詳細な表現意図を理解することができる	幅広い場面において自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。
N 2	- 幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。 - 一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。	日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。
N 3	- 日常的な話題について書かれた具体的な内容を表す文章を、読んで理解することができる。 - 新聞の見出しなどから情報の概要をつかむことができる。 - 日常的な場面で目にする難易度がやや高い文章は、言い換え表現が与えられれば、要旨を理解することができる。	日常的な場面で、やや自然に近いスピードのまとまりのある会話を聞いて、話の具体的な内容を登場人物の関係などとあわせてほぼ理解できる。
N 4	基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を、読んで理解することができる。	日常的な場面で、ややゆっくりと話される会話であれば、内容がほぼ理解できる。
N 5	ひらがなやカタカナ、日常生活で用いられる基本的な漢字で書かれた定型的な語句や文、文章を読んで理解することができる。	教室や、身の回りなど、日常生活の中でもよく出会う場面で、ゆっくり話される短い会話であれば、必要な情報を聞き取ることができる。

参考 特定技能外国人数

特定技能在留外国人数(令和5年12月末現在:速報値)

特定技能在留外国人数 208,462人(注2)

都道府県別特定技能在留外国人数

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
在留数	8,297	1,080	1,569	2,064	328	935	1,565	11,300	3,967	6,655	12,402	12,294	11,365	10,831	1,643	2,021	2,335	1,232	1,490	4,229	5,078	6,503	17,635	4,923
構成比	4.0%	0.5%	0.8%	1.0%	0.2%	0.4%	0.8%	5.4%	1.9%	3.2%	5.9%	5.9%	5.5%	5.2%	0.8%	1.0%	1.1%	0.6%	0.7%	2.0%	2.4%	3.1%	8.5%	2.4%
都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	未定・不詳
在留数	2,619	4,089	13,278	7,619	1,329	747	545	645	3,643	7,569	1,827	948	3,386	3,287	985	7,672	1,452	2,214	4,327	1,767	1,338	3,072	2,083	280
構成比	1.3%	2.0%	6.4%	3.7%	0.6%	0.4%	0.3%	0.3%	1.7%	3.6%	0.9%	0.5%	1.6%	1.6%	0.5%	3.7%	0.7%	1.1%	2.1%	0.8%	0.6%	1.5%	1.0%	0.1%

特定産業分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	クリーニング・ビル	製造業・情報関連・電気・電子・産業機械・素材・材料	建設	船舶・造船・工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	製造業・飲食料品	外食業
在留数	28,400	3,520	40,070	24,463	7,520	2,519	632	401	23,861	2,669	61,095	13,312
構成比	13.6%	1.7%	19.2%	11.7%	3.6%	1.2%	0.3%	0.2%	11.4%	1.3%	29.3%	6.4%

国籍・地域別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	インドネシア	フィリピン	中国	ミャンマー	カンボジア	ネパール	タイ	その他
在留数	110,648	34,255	21,367	13,468	11,873	4,664	4,430	4,359	3,398
構成比	53.1%	16.4%	10.2%	6.5%	5.7%	2.2%	2.1%	2.1%	1.6%

(注1)小数点第二位で四捨五入。

(注2)「特定技能2号」の許可を受けて在留する者(37人)を含む。

参考 特定技能制度に関する規程等

規程等	主な内容	最新版の公表時期
①制度を規定する法令等		
【法律】 出入国管理及び難民認定法	・特定技能制度そのものを規定	R6.4.1
【法務省令】 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令	・特定産業分野の指定	R5.8.31（※）
【上乗せ告示】 国土交通省告示	・受入れ機関の基準、分野別協議会、上陸の基準等	未定
②上記法令等の内容を制度化するための方針・運用要領		
【基本方針（閣議決定）】 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針	・特定産業分野の指定	R6.3.29
【分野別運用方針】 自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針	自動車運送業分野における ・受入れ見込数 ・受入れの基準（特定技能外国人、受入れ機関双方について）等 ・従事する業務	R6.3.29
【分野別運用要領】 「自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領	自動車運送業分野における ・技能水準・日本語能力水準及び評価方法 ・協議会に関する内容等	R6.4.19
③詳細な手続方法や様式等を定める運用要領等		
【特定技能外国人受入れに関する運用要領】	全産業分野共通 法令解釈、運用上の留意点	R6.4.1
【1号特定技能外国人支援に関する運用要領】	全産業分野共通 1号特定技能外国人支援計画の内容、留意事項等	R6.4.1
【分野別運用要領別冊】	自動車運送業分野における基準の詳細、留意事項等	未定
【試験方針】 「特定技能」に係る試験の方針について	全産業分野共通の試験の方針 ・試験問題作成手続き、試験水準、試験科目 ・試験の実施方法等	R2.1.30
【分野別試験実施要領】	自動車運送業分野における試験に関する詳細	未定

※特定産業分野に「自動車運送業分野」等を追加する改正の時期は未定

参考 相談・問合せ・詳細情報

・外国人在留総合インフォメーションセンター(入管庁)

(各種問合せ・相談窓口)

TEL: 0570-013904 (平日8:30～17:15)

Mail: info-tokyo@i.moj.go.jp

・出入国在留管理庁 特定技能制度

(出入国在留管理庁ホームページの中の特定技能に関する各種情報へのポータルページ)

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00127.html

・特定技能外国人受入れに関する運用要領・各種様式等(入管庁)

(特定技能所属機関(受入れ事業者)の基準や義務、支援計画等についての詳細が書かれた「特定技能外国人受入れに関する運用要領」、各種申請書類様式等)

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00201.html

・登録支援機関登録簿(入管庁)

(登録支援機関の名簿)

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00205.html

・特定技能ガイドブック 事業者向け(入管庁)

(特定技能外国人の雇用を考えている事業者向けの、制度概要ガイドブック)

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930006033.pdf>

本資料は、2024年4月末日の時点で入手可能な情報を元に作成しております。
今後の法改正や制度運用変更により、記載内容が変更となる場合もございますので、
必要に応じて、登録支援機関等にご相談いただくようお願いいたします。